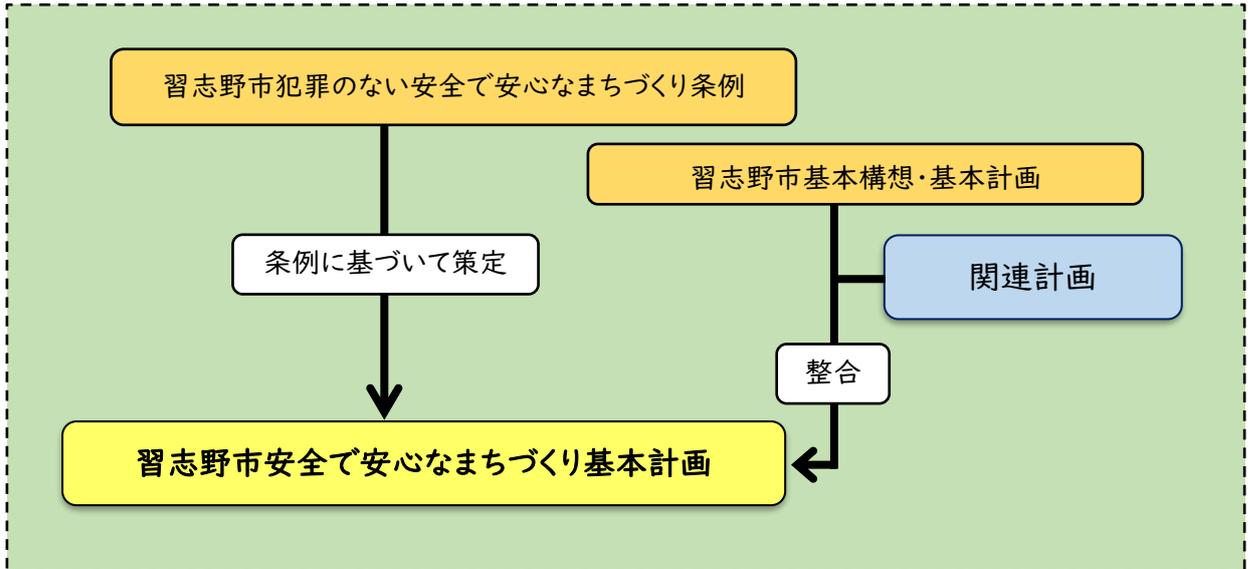


習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）概要版

1. 計画の位置づけ

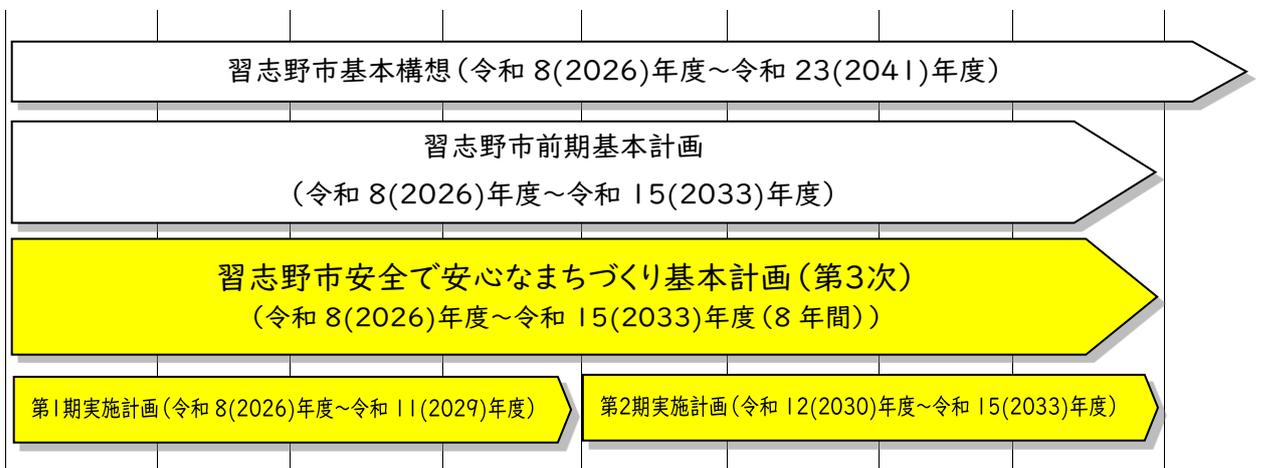
基本計画は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、習志野市基本構想・基本計画、他の関連計画との整合を図り策定します。



2. 計画期間

この基本計画は、習志野市前期基本計画にあわせ、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの計画期間とします。

ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、実施計画に反映させていきます。



令和8(2026)年4月

令和12(2030)年4月

令和16(2034)年3月

3. 安全で安心なまちづくりへの課題

平成 26(2014)年と令和 6(2024)年の犯罪発生件数を比較すると、約 4 割減少しており、これまでの各種防犯施策は一定の成果を示していますが、巧妙化・複雑化する近年の犯罪状況や、少子高齢化、身近な犯罪の増加などの本市における現状を踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上で、次の 5 点を課題とします。

(1) 防犯意識の向上

空き巣やひったくりなどの窃盗犯は年々減少傾向にありましたが、令和 5(2023)年は増加に転じ、自転車盗や電話 d e 詐欺などは、依然として高い水準にあります。また、全国的に闇バイト等を介した凶悪な強盗事件も発生し、防犯対策は急務となっています。

(2) 防犯情報の発信

インターネット上の情報は正しいものばかりでなく、偽情報や誤情報が多く潜んでいることから、今日の情報化社会において、情報の受け手側が真偽を判断する能力が求められています。誤った情報により意図せず犯罪に加担する事態や、巻き込まれる事態を避けるため、正確な情報発信により市民の不安感を払拭し、安心感を高めることが重要です。

(3) 地域における防犯力の向上

本市では、習志野市防犯協会や、地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会等や自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援をしてきました。これらの団体の積極的な活動は、地域防犯活動の要と言えます。しかし、今後、構成員の高齢化や人手不足により団体の維持に影響が及ぶことが懸念されます。

(4) 犯罪の防止に向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活の身近で起こっていることから、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らしていくなど環境の整備が必要です。また、犯罪を未然に防ぐために、土地や建物の適切な管理や防犯灯・防犯カメラの整備など、犯罪が起きにくい環境づくりが必要です。

(5) こども、高齢者、障がい者への防犯対策

近年では、SNS を利用したこどもや高齢者、障がい者への犯罪が全国的に増加しており、電話 d e 詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺等の特殊詐欺は、高齢者のみならず若年層でも被害が発生するなど、手口が巧妙かつ悪質化しています。また、SNS や求人サイトなどを通じて掲載される犯罪実行者募集情報により、安易に犯罪に加担してしまう事例が起きないように、対策が求められています。

4. 目標

市内における犯罪発生件数は、平成26(2014)年と令和6(2024)年を比べると、約4割減少しており、これまでの計画に基づく防犯施策については一定の成果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪の発生件数は、減少傾向を示しつつも依然として発生しており、予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪のない安全で安心なまちを目指します。

5. 基本方針

犯罪発生の実状及び課題を踏まえ、次の5点を基本的な考え方とします。

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。

(2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭

様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対応できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の払拭を図り、市民が安心して生活が送れるように努めます。

(3) 防犯活動の活発化の推進

習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援を行い、これらの団体が防犯活動を継続できるよう、活動の活発化を図ります。

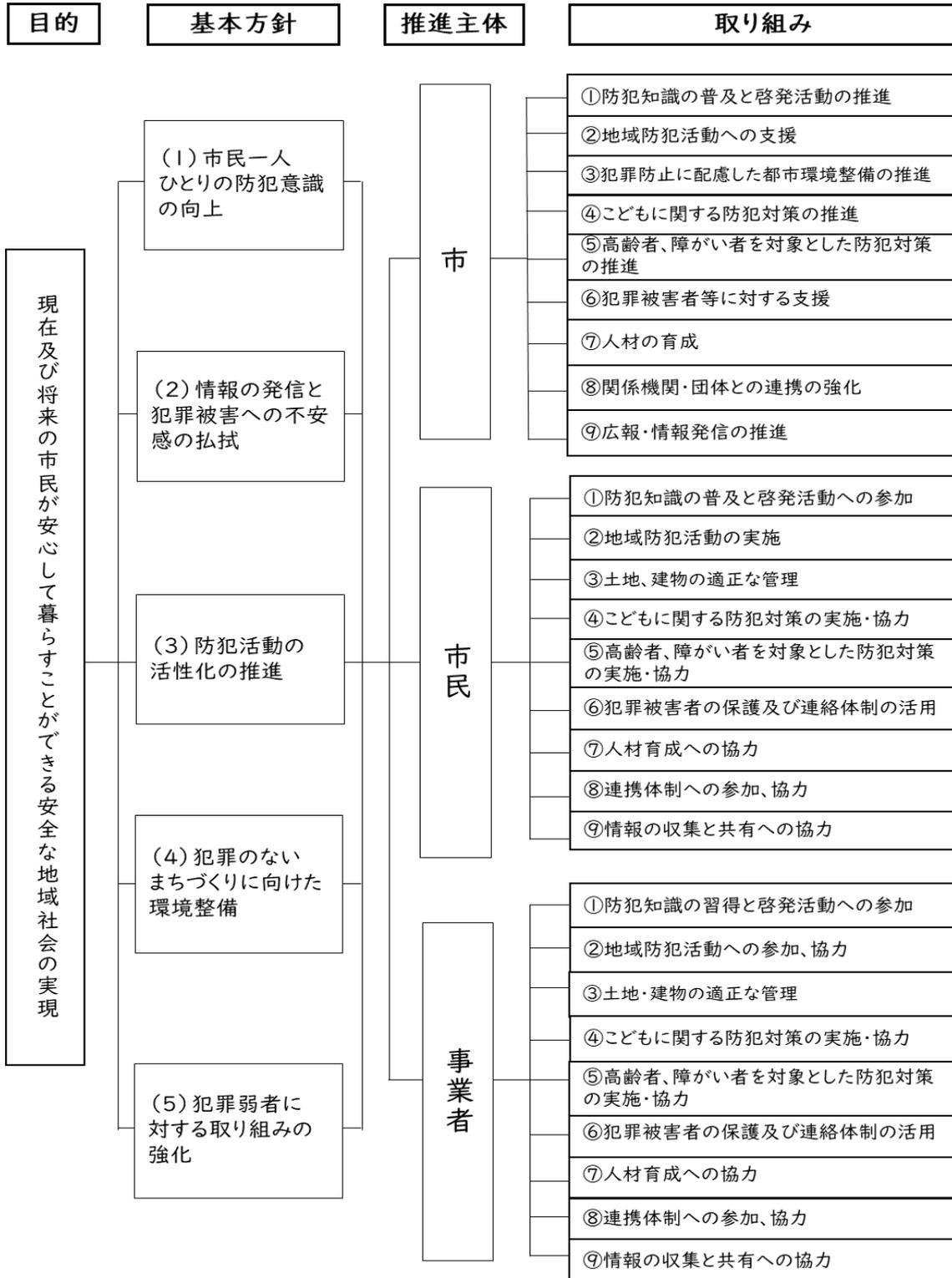
(4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすなど、安全で安心して生活できる環境整備を推進します。

(5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化

安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、こどもや高齢者、障がい者をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。

6. 施策体系



習志野安全で安心なまちづくり基本計画(第3次)概要版
 発行年月:令和8年3月
 発行:習志野市
 編集:協働経済部防犯安全課(令和8年4月:くらし安全課)
 所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
 電話:047-451-1151(代表)
 ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp/>